

# 「おかやま農業女子」規約

(名称)

第1条 このネットワークは、「おかやま農業女子」と称する。

(目的)

第2条 「おかやま農業女子」は、農林水産省が推進する「農業女子プロジェクト」メンバーを中心とした岡山県内の女性農業者が、日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を活かして、企業、事業者、団体、学生、消費者等との積極的な連携を図りつつ、商品、サービス、情報等といった新たな価値の創造、発信、次世代育成、岡山県内外の女性農業者の交流等の活動を主体的に行うことを通じて、自らの意識改革・経営発展、女性農業者の存在感向上、職業として農業を選択する若手女性の増加、岡山農業の発展に資することを目的とする。

(活動体制)

第3条

1 「おかやま農業女子」は以下の者により構成され、代表者を置く。代表者は(1)から選出し、複数でも可とする。

(1) 参加者

目的に賛同する岡山県内の女性農業者

(2) 応援団

ア 参加者のビジネスパートナーとなりうる企業・団体等

イ 「おかやま農業女子」に対する支援や協力の意志を有する者

ウ 行政機関等

2 「おかやま農業女子」の活動を行うため、以下を実施できるものとする。

(1) 参加者及び応援団(以下、「参加者等」という。)による全体会議

(2) 参加者による運営会議

(3) 個別プロジェクトに必要な組織活動

(活動の基本原則)

第4条

1 参加者は、目的意識をもって主体的に活動に取り組み、各自の経営向上、商品の高度化、販路拡大等とともに、相互の交流・結束強化に努める。

2 応援団は、可能な範囲で、参加者が行う活動に対する支援・協力を行う。

3 参加者等は、「おかやま農業女子」及びその活動について積極的に情報発信し、社会的認知度を高めるよう努めるものとする。

(統一ロゴマーク)

第5条

1 「おかやま農業女子」の認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、統一ロゴマークを定め、関連商品への添付、イベントにおける掲示等、情報発信において積極的に使用する。

2 参加者等は、第2条の目的に反しない限り、基本的に統一ロゴマークを自由に使用することが

できる。

3 使用にあたっての留意事項は、別紙1のとおりとする。

(経費負担等)

#### 第6条

1 個別の活動に必要な経費については、その都度、参加者等が自己負担することを基本とし、定期的な会費は徴収しない。

2 企業等において金銭的利益が生じる活動に関しては、費用負担や利益配分、知的財産権の取扱等について、事前に企業等と参加者との間で個別に取り決めるものとする。

(連絡調整、参加手続等)

#### 第7条

1 連絡調整や参加手続き等は、当面、中国四国農政局 岡山県拠点 地方参事官室(以下「農政局」という。)が担う。

2 上記に伴い、参加者及び応援団となることを希望する者及び脱退を希望する者は、別紙2により、農政局に申し込むものとする。

3 上記に伴い、農政局及び代表者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報を適切に管理する。

(機密保持)

第8条 活動にあたり、参加者等間で開示された秘密情報は、相互間の承諾を得ずに第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(雑則)

第9条 本規約は、必要に応じて改正できるものとする。

(附則)

本規約は、平成27年4月17日から施行する。

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

## 「おかやま農業女子」統一ロゴマーク使用にあたっての留意事項

### 第 1

「おかやま農業女子」規約第 5 条の 2 により、参加者等は下記 [の](#)統一ロゴマークを使用することができる。

参加者等以外の利用は、「おかやま農業女子」代表者が許可した場合を除き、これを認めない。

### 第 2 利用上の遵守事項

1. 統一ロゴマークの改造は行わない。
2. 「おかやま農業女子」規約第 2 条の目的に反した使用をしない。また、統一ロゴマークの信用、イメージを損なうおそれのある行為を行わない。
3. 統一ロゴマークの電子ファイルを所有する者は、電子ファイルの流出防止に万全を期すこと。

